

大 蔵 省

債 向 事 項	考 慮 さ る べ き 事 項
<p>要綱4. 8月9日現在、韓国に本店のある法人の在日財産の返還請求</p>	
<p>1. (請求の対象会社名を箇くわけするが)</p>	
<p>(イ) (1) については内鎖機関を対象とするものがあるが</p> <p>○(1)の説明の中にある「連合軍最高司令部内鎖機関令」とはなにか。</p>	<p>○司令部の出した指令は SCAPIN 74号 その後の SCAPIN 74 である。内鎖機関令自体は日本の政令である。 *上記 SCAPIN 74 を直接受ける日本の法令は 20.10.26付省令「外地銀行等の内鎖に関する省令」であり、内鎖機関令は 22年3月にこの省令に代って制定されたものである。</p>
<p>○(1)に入る法人はなにか、名前を挙げて。</p>	<p>○朝鮮銀行、朝鮮道産銀行、朝鮮信託株式会社、朝鮮金融組合連合会</p>
<p>○その他については説明して欲しい。とくに金融組合連合会はどうかはよく判らないうので、組織、傘下の組合(数、名前、所在地)また組合と連合会の債権、債務関係を示して欲しい。</p>	<p>○金融組合連合会 京城に本部 各道に支部 金融組合 674 産業法人 54</p> <p>○金連と傘下組合との債権債務関係は不明であるため、現在まで金連の清算は終了されていない。(管財局でも困っている)</p>
<p>(ロ) (2) については在外会社を対象とするものがあるが</p> <p>○(2)の説明の中にある "SCAPIN 1965号" による「内鎖された」とはどのようなこと</p>	<p>○占領直後は 省令 88号により、在外会社の国内資産に関する取引は維持保全の</p>

大 蔵 省

債 向 事 項	考 慮 さ れ べ き 事 項								
<p>○ (「閉鎖」の意味が判らぬ)</p>	<p>ためにするものを除き、禁止された。その後生活必需品の生産販売の事業に限り営むことができた。23年度から在外会社の本邦内財産の「凍結」を解除させる動きが出て、24年に在外会社の制定、財産の整理を認めることとなった。</p> <p>従って韓国側が(1)の閉鎖財産と同じ意味で(2)で「閉鎖」というのであれば、これは誤りではない。</p>								
<p>○ (2)に入る法人はさらに名前を挙げ、今こゝで名前を挙げるか、必ずリストを出さなくては。日本側のある程度を知っているが、韓国側資料と照合する必要がある。(日本側の資料もあり、食生活についていけなから)</p> <p>※ こゝで、リストは必ず出さなくてはならないと出すかを確約させる。</p>	<p>○ 35年10月現在</p> <table border="1"> <tr> <td>指定総数</td> <td>349社</td> </tr> <tr> <td>内指定解除数</td> <td>162</td> </tr> <tr> <td>実際整理を要する会社数</td> <td>187</td> </tr> <tr> <td>内整理完了数</td> <td>181</td> </tr> </table>	指定総数	349社	内指定解除数	162	実際整理を要する会社数	187	内整理完了数	181
指定総数	349社								
内指定解除数	162								
実際整理を要する会社数	187								
内整理完了数	181								
<p>(1) (3)「その他」の項であるが、これは何か、と聞くより)</p> <p>○ 「その他」は要綱2の「その他」と同様に今のところ何を予定はなし、と聞くことである、と聞く</p>	<p>○ (韓国側)がいろいろ出すとすれば、</p> <p>朝鮮奨学会維持財団 朝鮮漁業組合連合会中央会 がまず出されるか 朝鮮総督府交通局共済組合 について、要綱2からは出さないとこに入れるかを知りたい。</p> <p>さらに、朝鮮銀行発行準備在日分という項目をいい出さないとわかりにくい。</p>								
<p>○ 名前を出して来たら、所在地(番地まで)、財産の形態を克明に開示出す</p>	<p>○ とくに奨学会、漁連は組織関係が複雑であるから、これも聞いておく</p>								

大 蔵 省

質 問 事 項	考 慮 せ ね ば 不 可 事 項
(要綱2.の総督府東京事務所の上3での回答を参考にして、その調子で聞いびます)	
2. (当該法人の在韓財産の処理につき、韓国側にできるだけ喋らせるよう聞く)	○ここで、日本側の在韓財産はとしかたけあて、それかとかだけ韓国側に引継がれるのか、それは本請求書 kecil 委員会にとって問題の解決に直接
(イ) 米軍の処理の状況 (とくに株式の処理について)	Relevant とものであるから、是非示せと強く言) こととする。
(ロ) 法人の運営状況 (管理支配の状況... 代表者にはど) inger を任命したか、株主総会は開いたか)	
(ハ) 法人の資産額、帳簿資料等を示せ、	(帳簿資料を得られれば、閉鎖村町在外会社の、わが国での処理にたいして
(ニ) 韓国側へ送られた資料は、どの程度	送られたか)
たか、その際の附随資料にはど) inger もあるか。引継の資料を示せ、	
(ホ) 在日財産についての取扱 (株主総会で決議したとてあるのか、帳簿上とんま処理をしたか — とくに本支店勘定について etc.)	
3. (韓国側が言い出すまでは、ど) inger 日本側の処理状況はいい出さな) inger)	
向) から聞いてきたとき、韓国側が向) の処理状況を教えたときは、日本側のこちらだけ状況を知らせられたいか、との態度をとる。	○<わい>とは専門家がいまいと判らた、といて延滞することにはど) inger の。

大 蔵 省

廣 向 事 項	考 慮 さ る べ き 事 項
(処理の程序は相当複雑であるから若財荷に出せらるゝ必要がある。)	
※ 以上 1. 2. 3. の段階でたゞふり時 向をせよ。	(4. 以下の法理論に入ることは、日本側の準備体制を整えることが、できるだけ遅くしたい)
<p>4. 以上の各請求の根拠は左に示す。</p> <p>○ (韓国側は軍令33号によつて韓国本社法人の日本人株式を取得できるのか、)</p> <p>○ (韓国側は株式本店所在地説によつて、これには異議があるかと言つてゐる。)</p> <p>○ (日本人株式の取得によつて、当該法人の株式は100%韓国のものになり、法人は韓国法人になるかといふこと。)</p> <p>○ (韓国法人と在日財産との関係にあるのか。)</p>	<p>○ 韓国側は株式vest論を採り、"在韓本社法人の日本人所有の株式が軍令33号の対象となり、これが韓国側に移譲されたので、これに法人の株主又は100%韓国側に帰属し、従つて¹⁰法人の支配下にある財産は日本にあるものため、韓国法人のものになるのだから、¹⁰韓国人の在日財産をよせ"と来つてゐる。</p>
<p>といふ調子で、一つ一つ各段階毎にゆつくりゆく(向)の株式vest論を、一氣呵成に述べたら、と、よく判らぬか、といつて、一つ一つをせよといふ調子で、ゆつくりゆく)</p>	<p>○ 日本側は、まだ十分に法理論を検討してないので、向)の主張に対しては、これは所得であるか、と確保するにだけはなつてゐる。とにかく向)の意見をよく理解して、後日の向)の反論作戦に資するため、といふ調子で、ゆつくりゆく。</p>

大 蔵 省

()

質 向 申 項	考 慮 さ る べ き 事 項
<p>※ 以下わが方のとや合えず反論する とすれば、(おのよ)文と(を)文とに (を)文と</p>	
<p>5 (韓国側)の株式west論に対 して) 韓国側の言論には納得できない。 (先日申上げ(た)よ)に) 軍令33号のた 果は韓国の外に及んでしまうと考えら れるから、株式をwestするとして それは当然以上の軍令の目的本質的制 約(自己の管轄域外に及ばない)を 受けているはずである。従って株式 westの効果は在日財産に及ぶこと は考慮すべきは不合理ではない。</p>	<p>○ ここで、軍令33号についての文外的 たが、(株式westについての)所在地 論をめぐり日本側の理論構築を要 する必要がある。 (よ)文と(を)文との補強論拠として、 朝鮮銀行の在米財産が米国内で日本 財産として処理されたとを例証に 挙げることはできるか(よ)文の向題か ある) (よ)文、在鮮米軍は株式の名義書換を 行てしま(た)よ)であるから、この英米条 約として、占領軍の名義書換の結果は、 在日財産には及ば(た)よ)文のた めの理論を構築する必要がある)</p>
<p>6. (本来の反論は上記の軍令33号の 解釈論で行くべきであるが、よ)補 論として使うものとして) 南鎖材崗^等の在日財産の処理は 占領軍当局の指令の命ずる通りに行 た(た)よ)文のたが、かかる措置について韓国 側から非難される筋合はない。</p>	<p>○ ここで、在日占領軍指令による処理 を理由に韓国側に反駁する試論の 理論構築を行(た)よ)文のた (向題英) 在外会社はいいか、南鎖材崗(在外 活動のための朝鮮関係はこれに入る) は指令により残余財産の処分を禁止さ れ(た)よ)文のたが、韓国側にこの英米条約から と(た)よ)文のた</p>

()

大 蔵 省

負 向 事 項	考 慮 さ る べ き 事 項	関 連 資 料
<p>V. 海外為替貯金及び債券</p> <p>(1) 仮にを請求するのが、また、その根拠を問う。</p> <p>(2) (請求の根拠を問題にすると同時に、一応 fact を明確に示す意味で) 内容は、(1) 地域別に、種類、金額、算定根拠等を問う。</p>	<p>○ 日本側には全く不明であるので、まず対象がはたまりするよう、くわしく説明を求めらる。</p> <p>○ 元金が、かりに朝鮮総督府の有しているのであり、なら、総督府とは関係がないのでは無いかと反問する。</p> <p>○ また、総督府(通信局)の有している分(と、い)うことである。海外にある分については、その地域の政府に対して主張すべきものがあり、日本政府に請求すべき筋目のものではないと反問する。(細い法律論はまた別に述べるとして)</p>	
<p>VI. 太平洋米回陸軍総司令部布告令第3号による凍結された韓国受取金</p> <p>(1) 仮にを請求するものがある。その内容と根拠を問う。</p> <p>(2) 内容について、請求の種類、金額、及びその算定の根拠を問う。</p>	<p>○ 日本側には全く不明であり、くわしく説明を求めらる。</p> <p>○ 請求の根拠として、布告第3号及び在鮮米軍政庁法令2号上の関係の説明を求めらる。</p> <p>※ 25年12月米2次会合で韓国歳委員が行なう概算説明の訂正に外務省に申し入れた際、同委員は「本項の請求権は法令2号上の関係にある旨付言して」いた。</p> <p>○ 日本側の考えは、検討の上、後日述べるとする。</p>	<p>布告3号 法令2号</p>
<p>VII. その他</p> <p>「前回の話では、何もなし」といって、から先へ進みまして、と、い)う。</p>	<p>○ 前回の会合で李委員は「その他」について、何と、何も考えていない」と述べている。</p>	

()

大 蔵 省

項 目 事 項	考 慮 さ れ る 事 項	関 連 資 料
<p>VIII. 1945年8月9日以後日本人の韓国 内各銀行から引出した預金額</p> <p>(1) 請求の対象と根拠はさにか。 ○ 8月9日とは同じ日か (軽く 南側、日本側はこの日から同じと 疑念があることだけ付記しておく) ○ 引出しの意味を訂正 (現金の 形で引出しは限るのか) ○ (合して fact を明確にする意味で) 引出金額はいくらかにわたるのか (金融機関毎に、預金種類毎にま たまたま引出し人による資料を求 める... 日本側には終戦時と書 類整理の不能のため、計数が判ら ないから)</p>	<p>○ 対象は一般的に日本人の預金引 出しを考えているから、総督府債券 と関係するとはならないと反論する。 ※ 法令33号による預金の没収と別 とする場合は、昭和12.6.1 総督府は決り21.15.20 (韓国側は 8.9.15はあつたこと、8.9.15 総督府は没収の権限はあつたこと (各 の一米章の没収法) とし、これは総 督府と関係するとはならない ○ (あるいは、総督府と関係があること といふ) 基礎理屈を訂正するかも知れない から) 韓国は Vesting Decree とは 総督府債券とは同じ扱いはあつた、韓国 側の見解を訂正する</p> <p>○ (韓国側) のするほどの個人財産を没 収したものは、総督府とは関係するとは ない、討論しようとして Vesting Decree を持出してやら 日本側とは、いまは Vesting Decree の討論を真向から行ない出す のは、時期が悪いのか)</p> <p>○ 8.9.15日付と9.15日付で日本側 は考えていることと訂正して、後は 後日やることと首保する。</p>	
<p>(2) (米韓譲渡協定による金額は載 っていない) 米韓協定に引継目録 があるから、引継目録と と請求する</p>	<p>○ (韓国は米韓譲渡協定による請求 権があるはずだから、引継目録の ないから請求権はないはずだから) とにかく、何の移管もなしに、事 実関係の判断をしないのは、法律論</p>	

質 問 事 項	考 慮 さ る べ き 事 項	附 連 資 料
	<p>入るわけにはいかないのである。 という。是非是非といふ。 (相当論拠があるかも和米主の交 渉の基礎に及ぶものから頑張る)</p>	
(3) (その他いろいろとよく意味 だ)		
(4) 上記の3/出しに217 米軍は大 目に見えておはす。と申す令 更詳論して仕様のまじりてはすい。	<p>○ 米軍は法令2号を出した。 (i) 過去の3/出しについて追認。 (ii) その後生活費等3/出しを認め いたおはす。と申している。</p>	
(5) 預金の3/出し。というの他、金 融機関の預金債権も減少したと であり、債権債権の一通だけ捉之 て預金の減少が実質財産の減少 であるのよ。に、のほ、よ、か、い、の、 は、す、い、。	<p>○ 預金の3/出し。による(韓国各清は のよ)が実質の減少。 (国富)的実質財産は、大体残るに のよはすい。</p>	
(1) (預金3/出しが送金の分も含 めていふ) と申す要綱のと ちがいのよはすい。	<p>○ 上記のとく 本件に217のわの国の見 解は、後述へるよ。以上よ、特色 の疑向があるよと述べておく。</p>	
<p>IX. 朝鮮から収入した国庫金中の根 拠のない歳出による韓国受取金関係 (1) 存在を請求するもの。また、その根 拠を問) ○ とくは具体的事実を示してと れるよ、して根拠のない歳出とす の理由をたす。 ○ 争点の問題として 「朝鮮から収入した国庫金、(と</p>	<p>○ 本件例としては理解し得ない項目で ある。 ○ 請求の総督府関係と思わす。 のよ、から 総督府とは関係 ないよはすい。と反問して済。 ○ 争点の問題として</p>	

債 向 事 項	考 慮 さ る べ き 事 項	関 連 資 料
<p>① 法律的文義、具体的項目について 「根拠の文」。(法律的文意味を) とるべき。</p> <p>(2) (なお、factを明らかにする意味で) 金額 (項目別に、金額算出の根拠) はいくらか、とるべき。 ② 合せて提示した各項目の説明を 求める。</p>	<p>① (韓国側の説明資料を求めた上で) 日 銀等関係部局に検討してもらう。その 上で) 後日日本側の見解を述べると する。</p>	
<p>② 総督府東京事務所の財産</p> <p>(1) なにを請求するのか、対象財産 を明らかにせよ。</p> <p>(2) (総督府に記録あり、といいはれ ば) その根拠はなにか。</p>	<p>(韓国側は交通行共済組合の財 産と) いうかも知れない。 ② 交通行共済組合の財産であるのなら、 総督府の所有物ではないから、対総 督府債権ではない、と思) の如何。</p>	
<p>(3) (-と、総督府とは別) 交通 行共済組合財産として返還を求め てきたら、 請求の根拠はなにか。 ② あわせて交通行共済組合について 韓国内に) の) 取扱) の) 合) 意) 状) 況) 及 び) 在) 日) 財) 産) の) 帳) 簿) 上) の) 処) 理) 状) 況)</p>	<p>① 韓国側は、在韓国側の在日財産 た) として、南鎖材町在外会社と同 じ) の) 計) 算) 上) の) 取) 扱) 方) 法) と 同) じ) であるかも知れない。 ② その場合 Vesting Decree の本格的 的) 計) 算) 論) に) 搭) 込) ま) れ) ず) 次 の) 点) に) 対) して) 考) 慮) せ) る) べ) き) 点) である。 (i) (日本側) と) して) Vesting Decree の) 効) 力) が) 在) 日) 財) 産) に) 及) ぶ) 点) である。 (ii) (ある) 点) は) 、この財産の処分は占領軍 指) 令) に) 依) っ) て) 行) わ) れ) ている と) 考) 慮) せ) る) べ) き) 点) である。 ③ この種の本格的計"論は要阿(4 (南鎖材町) まで) 考) 慮) せ) る) べ) き) 点) である。</p>	

()

大 蔵 省

度 向 事 項	考 慮 する べき 事項	関 連 資 料
<p>(4) (韓国側との対応) 処理状況の 説明を求めたこと、日本側の処理 状況と支分() 処理状況も、白復章指令に して、その旨を、比力英と置 て、簡単な事実を述べたこと、</p>		
<p>XI. その他 前述の「その他」と同じく、何れも 比力英に、比力英の旨を述べた こと、</p>		

大 蔵 省

度 向 事 項	考 慮 さ る へ き 事 項	関 連 資 料
要 綱 3. 送 金 肉 保	○この項目の度向要綱は、前述の「日韓人の預金引出し」と同様であり、その箇所の度向の様子を改めて示す。また、同じ趣旨の「送金」とも示すこととなる。	
<p>(1) 請求の対象は次のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 概要説明の(1)と(2)を区別し、このほか「送金」と(「鮮銀の分岐」を区別し、このほかの意味) ○ (2)「韓国国内金融機関」の意味 ○ 「送金」^替「振替」の意味 ○ (3)「その他」は別に示すこととする。 	<p>○ 郵便送金のレポートをいし出すこと</p> <p>和文の(1)、(2)、(3)の区別をいし出すこととする。</p> <p>(このあたりは文をいし出すこと)</p>	
(2) 請求の根拠は次のとおり	<p>○ 韓国例は Vesting Account を示すこととする。</p> <p>○ (このあたりは「一般論」 Vesting Account の議論には立ち入りはしないこととする)</p> <p>(i) 日付の問題 (8.9.)</p> <p>(ii) 「送金」に「米軍」は「処理」してはならないこととする (管轄権外へ出ていくことには及ぼさない)</p> <p>等々を示す。一言添えておく。</p>	
(3) (一) fact を明確に示すこととする。各金融機関毎、期間毎の送金額を示すこととする。	○ (日本例) 送金の計数は「預金」を示すこととする。	(日本例) にあたる「外地送金処理」の状況
(4) (二) この度向保の取扱いから「米軍」からの引継資料(目録)を示すこととする。		
<p>(5) その他</p> <p>(A) (米軍) は見地として示すこととする。</p> <p>(B) 韓国例に「戻金」は示すこととする。</p>	<p>「預金引出し」と同じような趣旨を示すこととする。</p>	

秘密指定解除

情報公開室

秘
下

日本有価証券調書

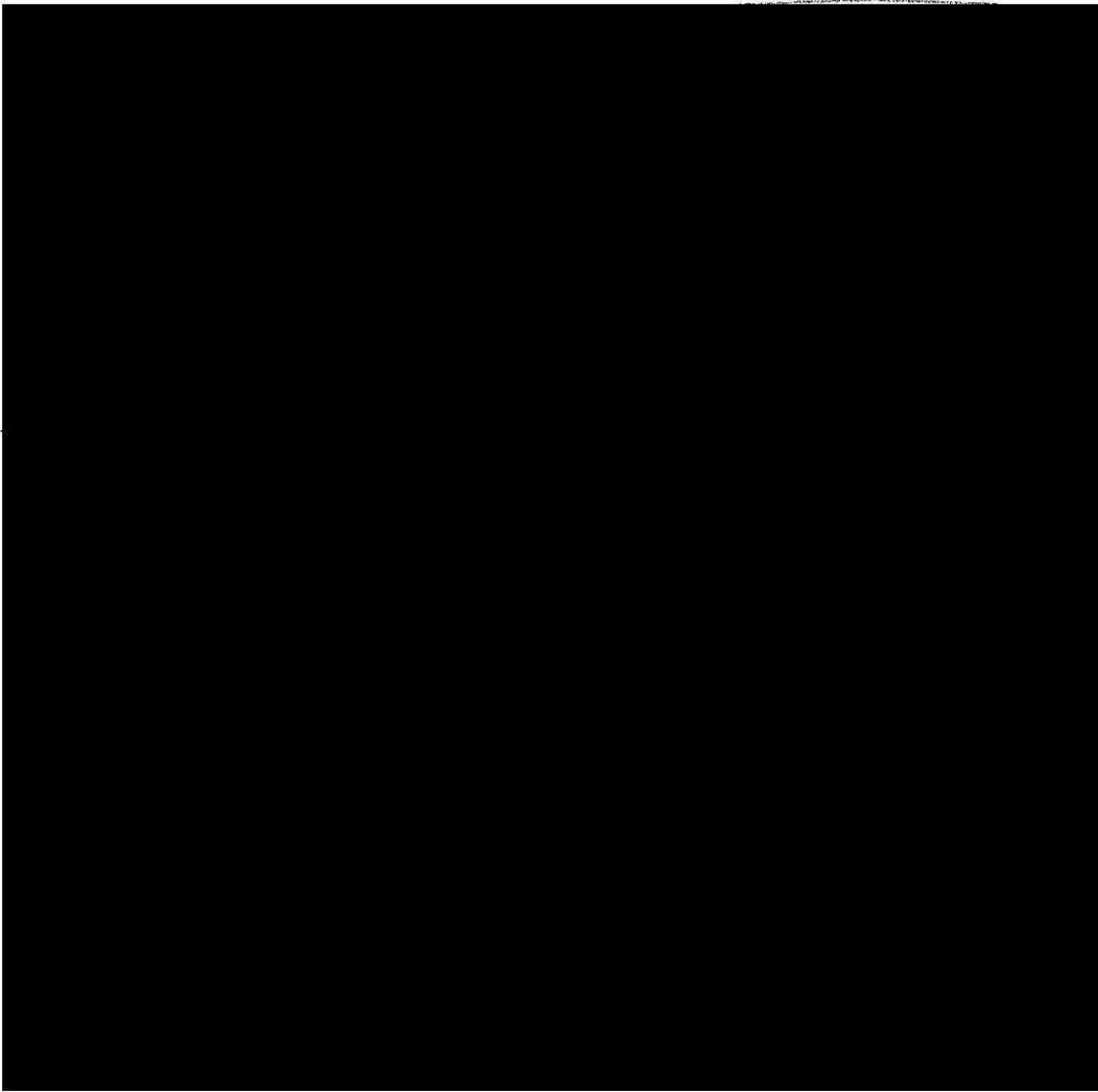
種	類	所有者	登	録	現	物	合	計
[Redacted Content]								

秘密指定解除
情報公開室



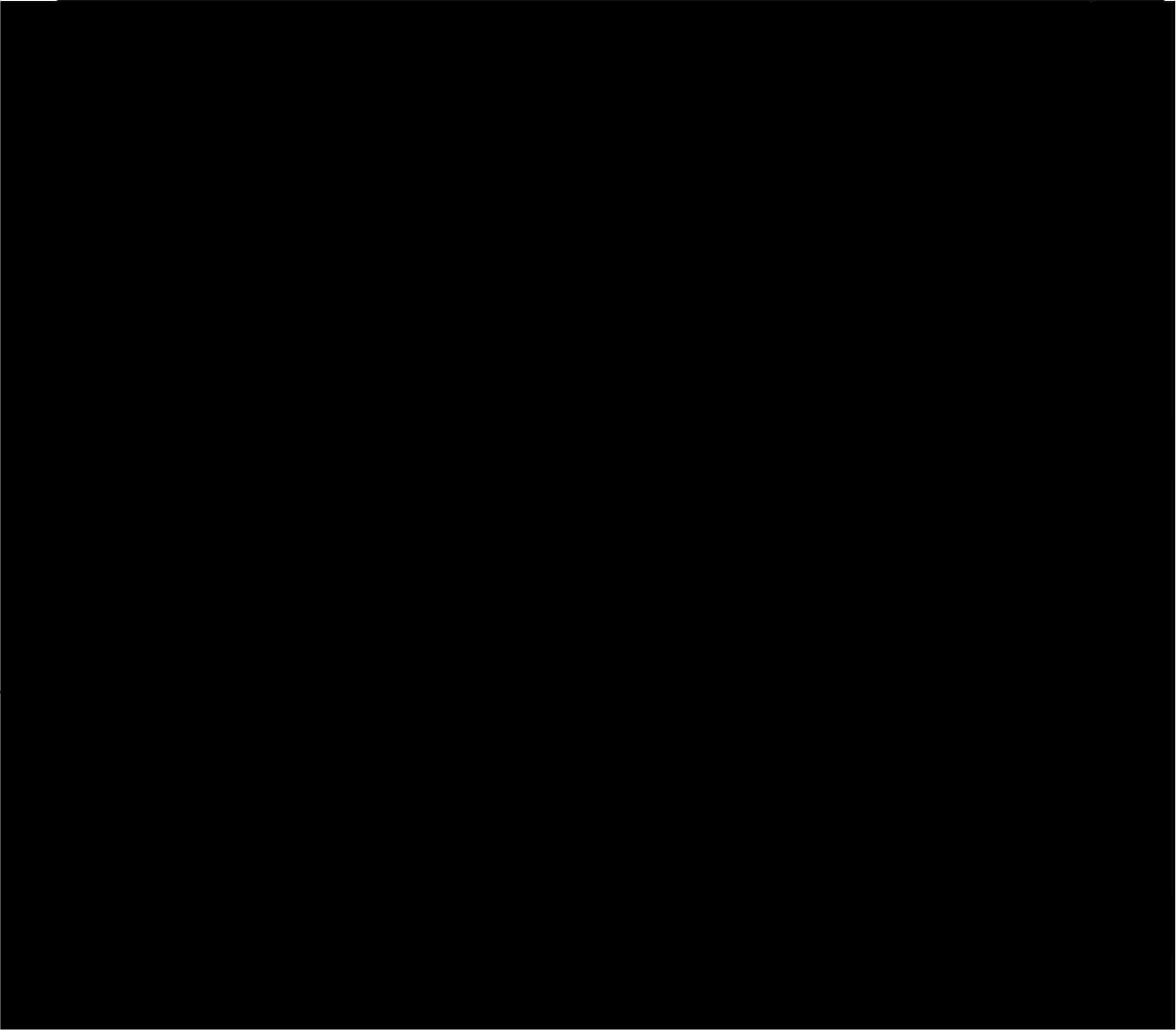
April 22, 1946

The undersigneds, hereby, certify that the following amount of
the Japanese currencies have been duly destroyed during the period
from April 2nd to April 20th, 1946, at the furnaces of the
Bank of Chosen of the Capital Building and of the M.G.
Publishing House, Located in Seoul, Korea;



November 14, 1947

The undersigneds, hereby, certify that the following amount of the Japanese currencies have been duly destroyed during the period from November 8th to November 14th, 1947, at the furnaces of the Bank of Chosun and of the M/G. Publishing House, located in Seoul, Korea.



HEADQUARTERS

UNITED STATES ARMY MILITARY GOVERNMENT IN KOREA

APO 235 Unit 2

25 September 1947

MGFIN 321.011

SUBJECT : Request for Bank of Japan Official to Supervise
Destruction of Bank of Japan Notes.

THRU : Commanding General, United States Army Forces in Korea

TO : Supreme Commander Allied Power, APO 500

1. The Bank of Chosun now has in its vaults more than three hundred million Won in Bank of Japan notes, which are no longer legal tender in Japan. These were accumulated under USAMGIK Ordinances 57 and 59.

2. In order that a claim may be filed against Bank of Japan, it is requested that an official of the Bank of Japan be sent to Korea to destroy these notes, and certify the amount destroyed.

3. In March 1946, an official of Bank of Japan accompanied by an Army Officer came to Korea and burned Bank of Japan notes amounting to [REDACTED]

4. The Bank of Chosun is urgently in need of vault space. These Bank of Japan notes are stored in 1000 wooden boxes and use 3000 cubic feet of Bank of Chosun vault space.

FOR THE COMMANDING GENERAL:

/s/ EARL L RHODES
/s/ EARL L RHODES
Lt. Col. ACD
Adjutant General

TFXAG 123.7 1st Lnd

HEADQUARTERS, UNITED STATES ARMY FORCES IN KOREA;
APO 235, 29 Sep. 1947
TO : Supreme Commander for the Allied Powers,
APO 500.

Certified a True Copy

J. S. Smith GHQ-SCAP-ESS

次頁不開示

秘密指定解除
情報公開室



APO 500

Diplomatic Section

DS/WJS/TWA/bk

The Diplomatic Section of General Headquarters, Supreme Commander for the Allied Powers, presents its compliments to the Korean Diplomatic Mission and has the honor to refer to the correspondence resting with the Diplomatic Section's note of January 20, 1950, concerning certain funds earmarked in Japan for payment to Korean nationals, and to recent conversations between representatives of the Mission and of this Headquarters on the same subject.

The Mission, is informed that of the ¥237,000,000 indicated in preliminary reports as possibly earmarked for Korean nationals in certain employment categories, only approximately three million yen is presently available in the Foreign Creditor's Yen Account.

In view of this fact, and in consideration of the probability that in the near future the determination of the whereabouts of the individuals throughout Korea to whom the money is due will be greatly facilitated, it is believed appropriate that for the present the Japanese Government continue the program of segregating the funds in a single account. Transfer of the small amount now on deposit in the Foreign Creditors' Yen Account is accordingly considered premature.

Tokyo, October 21, 1950.

S 236

Copies to:
CPC
LS

M/R Based on c/n no. 5 from DS to CPC, 25 Aug. 50; c/n no. 3 from CPC to LS, 11 Aug. 50; c/n no. 2 from DS to CPC, 11 Jul. 50, on CPC check sheet to DS, 16 Jan. 50, subj., "Funds Earmarked for Korean Nationals".
Telephone conversation between CPC (Mr. Jena) and Mr. Ainsworth (DS) 20 Oct. 50.

TWA 26-7596

To the
Korean Diplomatic
Mission Tokyo.

秘密指定解除
情報公開室

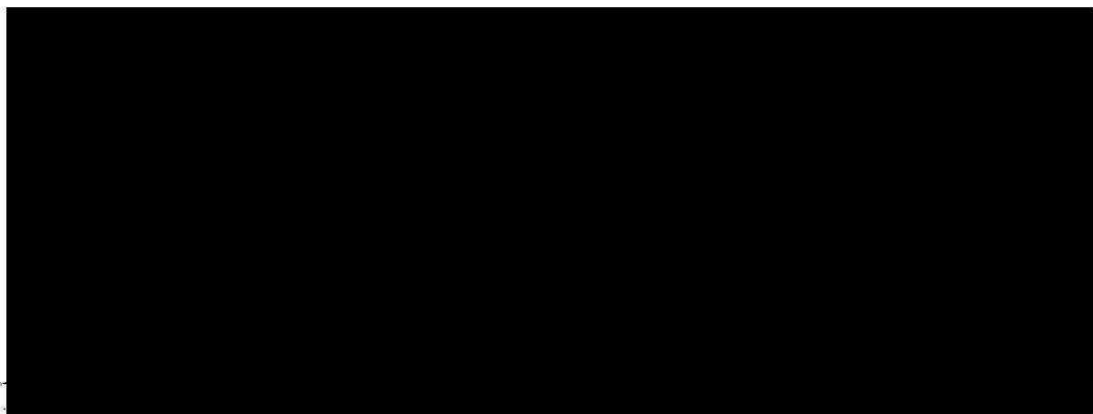


被 徵 用 者 数

労務者

軍人、軍属

合 計



秘密指定解除
情報公開室



被徴用者数関係資料

1. 日本厚生省発表被徴用者関係統計
2. 日本外交学会編「太平洋戦争終結論」
3. 遠山茂樹他2人「昭和史」
4. 日本外務省調査月報第1巻第9号「数字から見た在日朝鮮人」
5. 日本厚生省援護庁「引揚援護記録」
6. "米合衆国戦略爆撃調査団" Overall Economic Effect
7. " Far Eastern Economic Review No.26 " 1953.12.24.
8. 朴在一著在日朝鮮人に関する総合調査研究
9. 朝鮮問題研究所発行「朝鮮問題研究」第11巻第4号
10. 李瑜煥著「在日韓国人の50年史」
11. その他

秘密指定解除

情報公開室



MINISTRY OF FINANCE
THE JAPANESE GOVERNMENT

September 7, 1951

Subject for: Request of the Korean Mission in Tokyo to investigate amount of yen currency held in custody by the Customs in behalf of the repatriated Koreans and conversion of the Japanese currency into the Korean currency to be carried by the repatriated Koreans.

To : Mr. G. P. Waller ESS, G. H. Q.

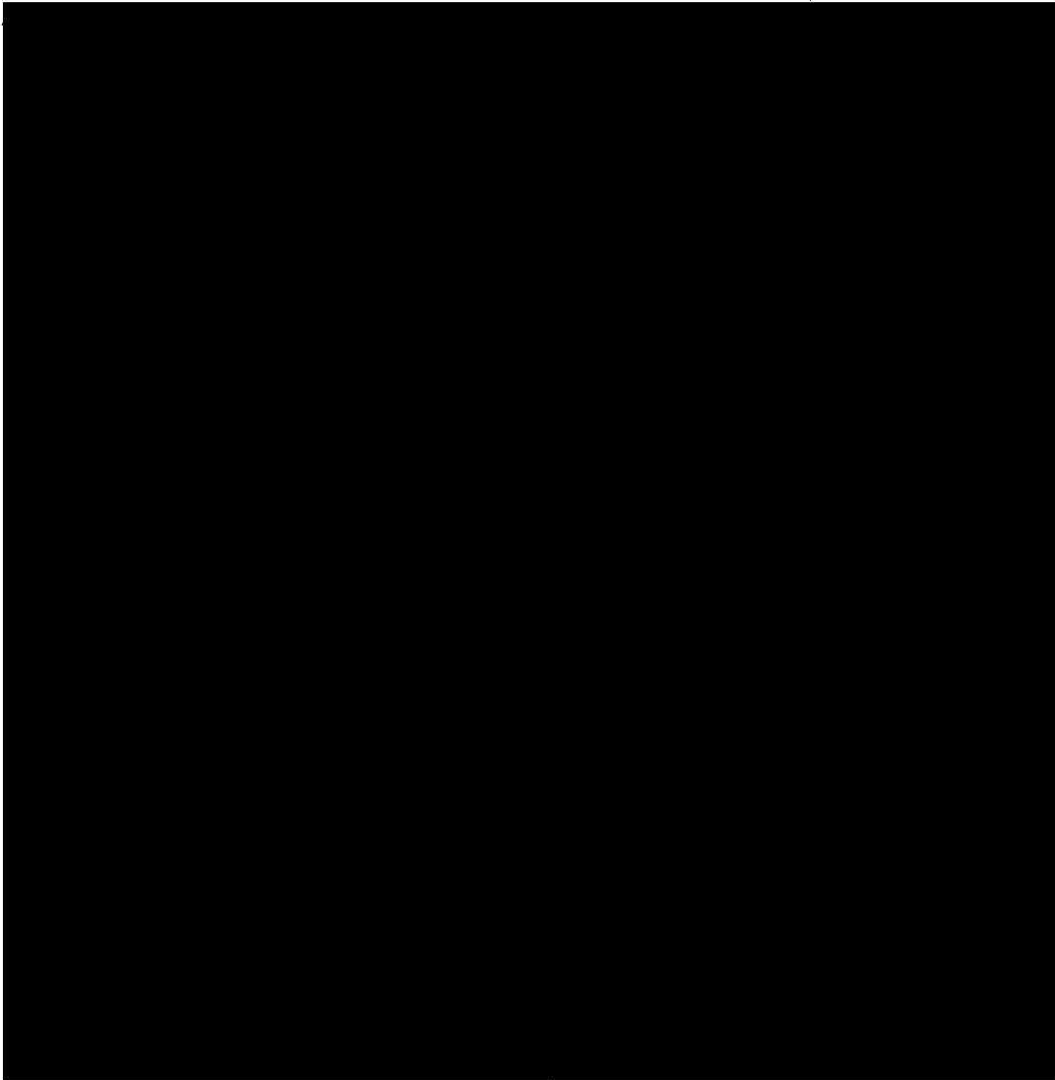
At the request of the Korean Mission in Tokyo, we have investigated on the subject matter, result of which will be submitted to you as enclosed herewith and we trouble you in asking transmit of its copy to the Korean Mission.

M. Kamashiro
Deputy Financial Commissioner
Ministry of Finance

MINISTRY OF FINANCE
THE JAPANESE GOVERNMENT

1. Amount of yen currency held in custody by the Customs
for the repatriated Koreans
(as of June 30, 1949)

Classification	Number of item	Amount
----------------	----------------	--------



大蔵省理財局外債課長 殿

外 務 省



昭和37年1月29日

中 島 総理府恩給局審議課長 殿

外務省アジア局

前 田 北東アジア課長

韓 国 人 軍 人 軍 属 等 の 恩 給 額 試 算
に 関 す る 件

本件に関し、かねてより格段の協力をいただ
いているところ、今般別添のとおり厚生省援護
局復員課および業務二課において朝鮮人軍人軍
属の復員、死亡別統計がほぼ最終的に提示され
ましたので、先般貴課長から非公式に内報して
いただいた朝鮮人軍人恩給総額をこれによつて
修正推算していただければ幸甚です。なお、こ
の推算においては本年10月より予定される恩
給ベースアップをも考慮し、総額および年金現
価を提出していただければ幸いです。

また、文官恩給についても新ベースアップ分

外 務 省

を考慮され、総額および年金現価の試算をして
いただきたく存じます。

朝鮮人軍人軍属復員及び死亡統計表

37.1.23

北東アジア課

身 分	復 員	死 亡	計
陸 軍			
海 軍			
合 計			

厚生省援護局調査による

大蔵省理財局外債課長 殿



外 務 省

亜北第44号

昭和37年2月1日

厚生省援護局援護課長 殿

外務省アジア局北東アジア課長

朝鮮人軍属の遺族年金、障害年金等の
試算に関する件

本件に関し、かねてより格段の協力をいただ
いているところ、今般、別添のとおり貴局復員
課および業務二課において朝鮮人軍人軍属の復
員、死亡別統計がほぼ最終的に提示されたので、
死亡朝鮮人軍属の遺族年金額、負傷軍属の障害
年金額および死亡軍人軍属の弔慰金額を、戦傷
病者戦没者遺族等援護法を準用し試算提出して
いただければ幸いです。

外 務 省

なお、上記試算においては、本年10月より
予定される援護料ベースアップをも考慮され、
昭和37年3月31日までと昭和37年4月1
日より全員失権までとに区分され、提出下され
ば、年金現価の算出にも便利と思われるので、
そのようにお願いします。

付 属 物 添 付

本 信 写 送 付 先 大 蔵 省 理 財 局 外 債 課 長